

特別養護老人ホームヴィレージュ 運営規程

(従来型指定介護老人福祉施設)

第一章 事業の目的及び運営の方針等

(目的)

- 第1条 この規定は、社会福祉法人宝寿会が設置運営する指定介護老人福祉施設である特別養護老人ホームヴィレージュ（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 この規程は、施設の運営及び利用について準用するものとする。この場合、この規定における「管理者」は「施設長」に、「従業者」は「職員」にそれぞれ読み替えるものとする。

(基本方針)

- 第2条 施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、入所者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、可能な限り、入所者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。
- 2 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(定員)

- 第3条 施設の定員は50名とする。

第二章 従業者の職種、員数及び職種の内容

(従業者の職種及び定数)

- 第4条 施設に次の従業者を置く。
- 一 管理者 1名
 - 二 事務員 1名以上
 - 三 生活相談員 1名以上（併設短期入所生活介護と兼務）
 - 四 計画担当介護支援専門員 1名以上
 - 五 介護職員 18名以上（併設短期入所生活介護と兼務）
 - 六 看護職員 2名以上（併設短期入所生活介護と兼務）
 - 七 機能訓練指導員 1名以上（併設短期入所生活介護と兼務）
 - 八 嘱託医師（業務委託）

- 九 管理栄養士 1名（併設短期入所生活介護と兼務）
 - 十 栄養士 1名（併設短期入所生活介護と兼務）
 - 十一 調理員（業務委託）
- 2 前項において「計画担当介護支援専門員」とは、第14条に規定する施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員を指すものとする。
 - 3 第1項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の従業者を置くことができる。

（職 務）

第5条 従業者の職務内容は次のとおりとする。

一 管理者

介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供をおこなうため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及業務の一元的な管理・指揮命令をおこなう。

二 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

三 生活相談員

入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

四 計画担当介護支援専門員

入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入所者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

五 介護職員

入所者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

六 看護職員

医師の診療補助、及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

七 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

八 嘱託医師

入所者の健康管理、療養上の指導及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。また歯科専門職による入所時及び入所後の定期的な口腔衛生状態・口腔機能の評価をおこなうほか、職員への技術的助言、指導をおこなう。

九 管理栄養士

入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的におこなう。

十 栄養士

入所者に提供する食事の管理、厨房内の衛生管理等に従事する。

十一 調理員

入所者に提供する食事の調理業務に従事する。

(管理職の兼務範囲)

第 6 条 管理者が第5条第一項の責務を果たせる場合には、同一の事業者によって設置される他の事業所・施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であつて、当該他の事業所・施設等で従事する時間帯も、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を的確におこなうことができる場合において、当該事業所の管理者又は従業者としての職務にも従事できるものとする。

第三章 入所及び退所

(内容及び手続きの説明及び同意等)

第 7 条 施設は、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、この運営規定の概要、従業者の勤務体制、事故発症時の対応、苦情処理の体制その他の入所申込者の選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して、懇切丁寧に説明を行い、施設サービスの開始について入所申込者の同意を得るものとする。

- 2 施設は、入所定員に達している場合又は入所申込者に対し、自ら適切な施設サービスを提供することが困難である等正当な理由がある場合を除き、入所契約の締結を拒むことはできない。
- 3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格証の確認)

第 8 条 施設は、入所申込者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限を確かめるものとする。

- 2 施設は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査意見に配慮して、サービスを提供するよう努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第 9 条 施設は、要介護認定を受けていない入所申込者に対しては要介護認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 施設は、要介護認定の更新申請が遅くとも前項の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(入所)

第10条 入所申込者の施設への入所は、入所申込者と施設の契約により行うものとする。

- 2 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、サービスを提供するものとする。
- 3 施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めるものとする。
- 4 施設は入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
- 5 施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容を記録するものとする。
- 6 前項の検討に当っては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員間で協議するものとする。

(退所)

第11条 施設は、入所者に次の事由が生じた場合は、入所者又はその家族に対し、七日間の期間を定め、その理由を付して契約の解除について予告するものとする。

- 一 入所者が無断で退所し、七日間経過しても帰所の見込みがないとき。
 - 二 入所者が入院し、明らかに三ヶ月以上入院する事が見込まれるとき。
 - 三 入所者の行動が施設の目的及び運営の方針に著しく反するとき。
 - 四 入所者が負担すべき費用を三ヶ月間滞納したとき。
- 2 入所者に次の事由が生じた場合は、契約は終了するものとする。
- 一 要介護認定において、自立又は要支援と認定されたとき。又は、要介護認定において、要介護1又は2と認定された者で、特列入所の要件に該当しないと認められる場合。
 - 二 入所者が死亡したとき。
 - 三 入所者が契約の解除を通告し、七日間が経過したとき。
 - 四 管理者が前項に規定する契約解除の予告をし、予告期間が経過したとき。
 - 五 入所者が入院した後、おおむね三ヶ月を経過しても退院できないとき。
 - 六 他の介護保険施設への入所が決まり、その受入ができる状態になったとき。
- 3 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及び家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。
- 4 施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(サービス提供の記録)

- 第12条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。
- 2 施設は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記載するものとする。

第四章 入所者に提供する施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(サービスの取扱方針)

- 第13条 施設サービスは、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行うものとする。
- 2 施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3 施設の従業者は、施設サービスの提供に当っては、懇切丁寧とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明するものとする。
- 4 施設サービスの提供に当っては、入所者の人権に十分配慮し、心身的虐待行為の禁止は勿論のこと、入所者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 5 施設は、前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 施設は、自らその提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(施設サービス計画)

- 第14条 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
- 2 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めるものとする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)にあたっては、入所者及びその家族に面接して行う。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全

般の解決すべき課題、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上での留意事項等を記載したサービス計画の原案を作成するものとする。

- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対するサービスの提供に当たる他の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得るものとする。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付するものとする。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、第2項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）にあたっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うものとし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。
 - 一 定期的に入所者に面接を行う。
 - 二 定期的モニタリングの結果を記録する。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - 一 入所者が介護保険法第28条2項に規定する要介護更新認定を受けた場合。
 - 二 入所者が介護保険法第29条1項に規定する要介護状態区分の変更を受けた場合。
- 12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

（介護）

第15条 従業者は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況等に応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行われなければならない。

- 一 1週間に2回以上、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴がさせられないときは清拭）。
- 二 排泄の自立についての必要な支援。
- 三 おむつを使用せざるを得ない入所者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え。
- 四 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援。
- 五 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制の整備。

(食事の提供)

第16条 食事の提供にあたっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。

- 2 施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援し、食堂で食事を摂ることができない入所者にあつては、居室に配膳し必要な食事補助を行うものとする。

(相談及び援助)

第17条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与)

第18条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者の為のレクリエーション行事を行うものとする。

- 2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難な場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 4 施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第19条 施設は入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第20条 医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採るものとする。

- 2 医務室には、常時必要な医薬品及び診療用器材器具を備え付けるものとする。
- 3 入所者に入院の必要な事態が生じた場合には、速やかに別に定める協力病院等に引き継ぐものとする。

(入所者の入院中の取扱い)

第21条 施設は、入所者について、入院する必要がある場合であつて、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるようにするものとする。

(施設サービスの利用料及び費用について)

- 第22条 第15条から第21条に規定する施設サービスの提供は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に規定する利用者負担により実施する。
- 2 前項の利用料負担による施設サービスのほか、次の各号に掲げる事項については、入所者から費用の支払いを受けることができる。
 - 一 食事の提供に要する費用。
 - 二 居住に要する費用。
 - 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき、入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用。
 - 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき、入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用。
 - 五 理美容代。
 - 六 前各号のほか日常生活において通常必要となるものであって、入所者に負担させることが適当と認められる便宜の提供。
 - 3 前項第六号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が重要事項説明書に定める。
 - 4 第2項各号に規定する施設サービスの提供にあたっては、入所者又はその家族に対し、その内容及び費用を記した重要事項説明書を交付して説明を行い、入所者の同意を得るものとする。ただし同項第一号から第四号まで掲げる費用の同意については、文書によるものとする。
 - 5 第2項及び第3項に規定する施設サービスの提供に係る会計及び第15条から第21条までに規定する施設サービスの提供に係る会計は、それぞれ施設が行う他の事業会計と区分するものとする。
 - 6 施設は、入所者が負担すべき施設サービスの利用料及び費用を請求するにあたっては請求書を、当該請求に基づき入所者から支払いを受けた時には領収書を、それぞれ入所者に交付するものとする。また法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、そのサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付するものとする。
 - 7 施設は、居住費の額を変更するときは、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、変更後の居住費の額及びその根拠について説明を行い、同意を得るものとする。

第五章 施設利用にあたっての留意事項

(外出及び外泊)

- 第23条 入所者は、外出又は外泊しようとするときはその都度行き先、用件、施設へ帰着する予定時間等を管理者に届け出て許可を得なければならない。
- 2 前項の許可を受けた者が許可内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならない。

(面会)

第24条 入所者に面会をしようとする者は、面会簿に所定事項を記載し、管理者の確認を得て面会をしなければならない。

(健康保持)

第25条 入所者は、努めて健康に留意し、施設が実施する健康診断は特別な理由が無い限りこれを拒否してはならない。

(身上変更の届出)

第26条 入所者は、身上に関する重要な変更が生じたときは速やかに管理者に届け出なければならない。

(禁止行為)

第27条 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒すること。
- 二 指定された場所以外で火気を用い、又は自炊すること。
- 三 けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。
- 四 その他管理者が定めたこと。

(損害賠償)

第28条 入所者が、故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えたときは、その損害を弁償させ又は現状に回復させることができる。

第六章 緊急時等の対応

(緊急時の対応)

第29条 施設は、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの配置医師との連携方法や診察を依頼するタイミング等、入所者の病状の急変等に備えるための対応方針を定める。また施設は、配置医師及び協力医療機関の協力を得て、年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しをおこない、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更をおこなうこととする。

(事故発生時の対応)

第30条 施設は、事故の発生又はその再発の防止をするため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針の整備。
- 二 事後が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整

備。

三 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする)及び従業者に対する研修の実施。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 施設は、施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。

第七章 非常災害対策

(業務継続計画の策定等)

第31条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、施設の運営及び利用を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 前2項に規定する訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 4 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 5 入所者は、前項の対策に可能な限り協力しなければならない。

(地域との連携)

第32条 施設はその運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

第八章 その他の施設運営に関する重要事項

(入所者に関する市町村への通知)

第33条 施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしに施設サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
- 二 偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

- 第34条 施設は、入所者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、従業員の勤務の体制を定めておくものとする。
- 2 施設は、当該施設の従業者によってサービスを提供するものとする。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
 - 3 施設は、従業者(介護保険法第8条第2項に規定する政令で定めるもの等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を確保するものとし、業務の執行体制についても検証、整備をおこなう。
 - 採用時研修 新規採用時
 - 継続研修 随時開催される施設内研修を対象研修とする。

(衛生管理・感染症)

- 第35条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は、飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うこととする。
- 2 施設は、入居者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催。
 - 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備。
 - 三 介護職員その他の従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練(シュミレーション)の実施。
 - 四 前3号に掲げる装置を適切に実施するための担当者の設置
 - 3 施設は入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、感染者の診療等をおこなう協力医療機関と連携し、発生時等の対応について協議をおこなうこととする。

(虐待防止に関する事項)

- 第36条 施設は、入所者の人権擁護・虐待の発生又はその再発防止を防止するため次の措置を講じるものとする。
- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体的拘束等の原則禁止)

第37条 施設は当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体的拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その状態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。
- 3 施設は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を、3月に1回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(掲示)

第38条 施設は、当該施設ホームページ及び施設の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料、苦情解決の手順その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(個人情報の保護)

第39条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 従業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、施設での施設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情等への対応)

第40条 施設は、施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について入所者に報告するものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 施設は、入所者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
- 4 施設は苦情申し立てた入所者に対し、いかなる差別的な扱いも行ってはならない。

(記録の整備)

第41条 施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 施設は入所者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない。

- 一 施設サービス計画。
- 二 機能訓練・口腔衛生・栄養管理を一体的に取り組むための、個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の作成。
- 三 第15条から第21条に規定する提供した具体的なサービスに内容等の記録。
- 四 第30条に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録。
- 五 第33条に規定する市町村への通知に係る記録。
- 六 第37条2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録。
- 七 第40条に規定する苦情内容等の記録。

(その他運営についての留意事項)

第42条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場においておこなわれる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第九章 雑則

(改正)

第43条 この規程の改正は理事会の議決により行う。

附則 この規程は平成30年8月1日から施行する。(第28条 緊急時等の対応を追加)
この規程は令和6年4月1日から施行する。(介護報酬改正に伴う変更)